# 地上権登記索引簿規則 （昭和二十六年法務府令第百十一号）

#### 第一条

一定の町村又はその大字の土地登記簿を備えた登記所には、附録様式による地上権登記索引簿を備えることができる。

#### 第二条

前条の町村又はその大字は、法務局又は地方法務局の長の具申により法務大臣が定める。

# 附　則

この府令は、不動産登記法等の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第百五十号）施行の日（昭和二十六年七月一日）から施行する。

##### ２

一定の町村又は其大字の土地登記簿に関する件（明治三十九年司法省令第十七号。以下「旧令」という。）は、廃止する。

##### ３

旧令第一条第二項の規定により定めた町村又はその大字は、この府令第二条の規定により定めた町村又はその大字とみなし、旧令第二条の地上権登記索引簿は、この府令による地上権登記索引簿とみなす。

# 附　則（昭和二七年八月一日法務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。